


庁議付議事案書

開催・令和4年2月17日

所管部課		総務部 文書課	部長	阿部 晴彦		
件名		東大和市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について			区分	
		1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令の公布により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止が行われる。廃止により、当該規則において、引用政令の変更等が生じたことから、施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 第1条の2中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」に、「第3条各号」を「第1条各号」に改める。</p> <p>イ 第1条の3中「第4条各号」を「第2条各号」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 本改正により、適切に個人情報保護を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年10月 個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令の公布。</p> <p>令和4年 2月 規則改正について文書課審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、速やかに改正手続を進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。